

ふるさと納税ワンストップ特例制度について

ふるさと納税は、給与所得者など一定の要件に該当する場合に、確定申告を行わずに税額控除を受けることができます。

○ワンストップ特例制度を利用できる方

ワンストップ特例制度を利用できるのは、会社員など、給与収入のみの方で、確定申告が不要な方（会社等で年末調整を行う方）です。

自営業や不動産所得がある方、医療費控除などの手続きを行う予定の方、6団体以上の市町村へふるさと納税を行う場合などは、ワンストップ特例制度はご利用いただけないので、町から送付する受領書により、確定申告をしてください。（裏面もご確認ください。）

○申請方法

ふるさと納税の入金後、葛巻町いらっしやい葛巻推進課へ「市町村民税・道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出してください。申請書には、「マイナンバーカード」の添付が必要です。「マイナンバーカード」をまだ取得されていない方は、下記の書類を添付してください。

※いずれもコピーを添付してください。

①身分証明書（顔写真つき）・・・免許証、パスポート

※顔写真つきの証明書がない場合は、保険証や年金証書、年金手帳など2点写しを添えてください。

②個人番号を証明するもの・・・個人番号通知カード、個人番号付きの住民票

○申請期限

令和7年1月10日（金）必着

○申請に当たっての注意事項

- ・申請書の提出が遅れると、税額控除の手続きが間に合わず、確定申告が必要となりますのでご注意ください。
- ・ワンストップ特例の申請後に住所が変更した場合は手続きが必要です。下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【詳しくは、下記担当係にお問い合わせください】

葛巻町役場 いらっしやい葛巻推進課

電話：0195-66-2111（内線 442）

＜ワンストップ特例を申請する皆様へ＞

【ご注意ください】

確定申告をする方や6団体以上にワンストップ特例を申請する方などは、特例が適用されません。

ワンストップ特例を申請しても適用されない場合

- ・ 医療費控除の申告などのため、確定申告をした、又は住民税の申告をした
- ・ 6団体以上にワンストップ特例を申請した
- ・ 寄附した翌年の1月1日の住所地が申請書に記載された市町村でなくなってもかかわらず、変更の届出がされていない

※ ワンストップ特例を申請した後で、市外へ転居するなど申請書の記載事項に変更がある場合には、寄附した翌年の1月10日までにいらっしやい葛巻推進課に届け出れば特例が適用されます。

ワンストップ特例が適用されなくなった方が、ふるさと納税に係る寄附金控除を受けるためには……

確定申告において、ふるさと納税に係る寄附金を申告する必要があります。

(参考) ふるさと納税ワンストップ特例制度の概要

